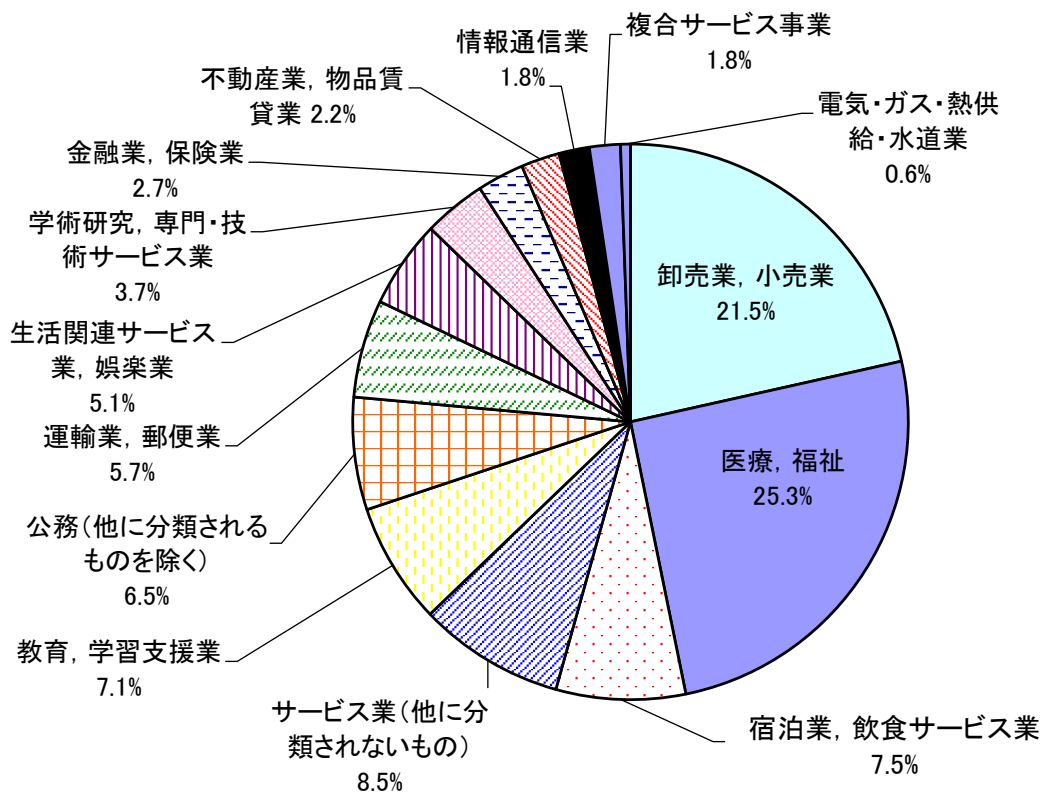


熊本県の第三次産業就業者の構成（令和2年）



解 説

【概要】

令和2年の県内の第三次産業就業者数は561千人であった。

また、第三次産業就業者が就業者総数に占める割合（第三次産業就業者比率）は、前回調査時の69.12%から0.76ポイント増加し69.88%となった。しかし、この値は全国平均の72.77%を下回った。

○就業者

調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入などの収入（現物収入を含む）になる仕事を少しでも行った者。休業者も含む。また、家族の人が、自営業の手伝いをした場合は、無給であっても含む。

○第三次産業

電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業・郵便業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業・物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、宿泊業・飲食サービス業、医療・福祉、教育・学習支援業、複合サービス事業、サービス業（他に分類さ

れないもの）、公務（他に分類されないもの）

○第三次産業就業者比率

$$\frac{\text{第三次産業就業者数}}{\text{就業者総数}} \times 100$$

○卸売・小売業就業者比率

$$\frac{\text{卸売・小売業就業者数}}{\text{就業者総数}} \times 100$$

○医療・福祉就業者比率

$$\frac{\text{医療・福祉就業者数}}{\text{就業者総数}} \times 100$$

○サービス業（他に分類されないもの）就業者比率

$$\frac{\text{サービス就業者数（他に分類されないもの）}}{\text{就業者総数}} \times 100$$

資料出所	調査期日	調査周期
「国勢調査」 総務省統計局	令和2年10月1日	5年